

岩手県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市両石町第3地割133の5、140の73から140の75まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため